

2007年度 広島大学
大学院法務研究科

自己点検・評価書報告書

2008年3月

広島大学大学院法務研究科

はじめに

広島大学大学院法務研究科（法科大学院）は、2004年4月に開設され、司法制度改革および法科大学院設立の理念に則り、法曹養成のための教育研究活動を行ってきました。

その活動については、2006年10月に大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価（予備評価）を受けたほか、その評価結果を踏まえ、その後の取り組みをフォローアップする形で、自ら点検を行うとともに、学外の有識者による評価もいただきました。このほど自己点検・評価および外部評価の結果がまとまりましたので、ここに「自己点検・評価報告書」として公表する次第です。

今回の作業を通じて、本法務研究科の活動全般を検証するとともに、多くの課題を確認することができました。私どもは、これをひとつの足がかりとして、今後の発展に繋げていきたいと考えております。本報告書に対する忌憚のないご意見・ご批判を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

第1部 自己点検・評価

第1章 教育の理念と目的	1
第2章 教育内容	3
第3章 教育方法	6
第4章 成績評価及び修了認定	8
第5章 教育内容等の改善措置	11
第6章 入学者選抜等	13
第7章 学生の支援体制	17
第8章 教員組織	20
第9章 管理運営等	24
第10章 施設、設備及び図書館等	27

第2部 外部評価委員による評価

1. 外部評価委員会の開催状況	31
2. 外部評価委員意見書	39

参考資料

第1部 自己点検・評価

第1章 教育の理念と目的

1. 教育の理念と目的およびその実践

広島大学大学院法務研究科（法科大学院）は、知的・精神的に強靱な資質、高度な法的学識・能力及び高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なサービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献することを、その教育上の理念として、以下のような法律専門家を養成することを目的としている。

- ① 法律についての高度な専門的知識、状況に即応できる柔軟な思考力、的確な実践的運用能力を有する実力ある法律専門家。
- ② 裁判実務だけでなく、充実した法的サービスと高度の法的支援を必要とする社会各層の要請に対応できる、いわゆる「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在としての人間性及び人間と社会への深い関心・理解力・洞察力を有する「良き隣人たる」法律専門家。
- ③ 今後の法化社会の進展に伴い、民間、特にビジネス分野での法的問題の処理の需要に応えうるビジネス法務、とりわけ金融分野に関する高度の幅広い知識を有する法律専門家。
- ④ 自らが行っている法的問題処理の過程を、より高い次元に立って反省できる観点を明確にもち、幅広い教養と高い倫理性に裏打ちされ、専門職業人（プロフェッション）としての任務を深く自覚した人格高潔な見識ある法律専門家。

本法科大学院においては、上記の教育理念と目的を実現するため、理論・実務・実習を組み合わせ体系的に編成した各授業科目に従った教育を実施し、厳格な成績評価及び修了認定を行っている。

なお、積上げ式の講義構成を徹底し、学位授与機構の定める設置基準への適合性を高めるため、平成19年度においてカリキュラム編成を一部改定している。

① 法律基本科目66単位（2年コースは30単位）

1年次30単位、2年次26単位、3年次4単位をそれぞれ必修科目として配当している。

- 1年次…確実な理論的基礎を固める。
- 2年次…問題解決型思考を身につける。
- 3年次…実務的・総合的な応用力を育成する。

という編成コンセプトに基づき、民法→民事法、商法→商事法、民事訴訟法→民事手続法、刑法→刑事法、刑事訴訟法→刑事手続法、憲法→公法へとそれぞれ発展させる形で構成した各科目を履修させている。

② 実務基礎科目

高い倫理性に裏打ちされ、専門職業人（プロフェッション）としての任務を深く自覚した人格高潔な見識ある法律専門家を養成するという観点から、「法曹倫理1」を2年次前期（必修）に、「法曹倫理2」を同後期（選択）に配当している。

その他の科目は、応用力を育成するというコンセプトに基づいて、2年次後期ないし3年次に配当し、すべて複数の実務家教員が担当している。

なお、「リーガル・クリニック」（法律相談）と「エクスターンシップ」（弁護士事務所における研修）については、選択必修科目として、学生の選択を尊重して、いずれか一方を履修させることとし、3年次夏期休業中に集中講義として実施している。とりわけ「エクスターンシップ」については、広島弁護士会所属弁護士から全面的な協力を得て実施している。

③ 基礎法学・隣接科目

「法システム概論」(必修)を導入科目として研究者教員と実務家教員が共同で実施し、新入生(3年コース・2年コース)全員に入学年度の前期集中で履修させている。その他の科目は選択必修科目として、2年次前期から学生の自由選択により履修させている。

④ 展開・先端科目

すべてを選択科目として、2年次後期から、学生の自由選択により履修させている。

2. 自己評価

[優れた点]

① 理論と実務を架橋する教育体制

実務家教員7人(法曹経験者5人、金融実務経験者2人)のほか、弁護士資格を取得した研究者教員1人を擁し、理論と実務の架橋をめざす教育を十全に実施できる体制をとっている。

② 実務家教員と研究者教員との協力による授業科目の開講

複数の教員(実務家教員と研究者教員を含む)が協力して企画し、かつ、複数の教員が常時出席して、その間での議論を交えて展開される授業科目を多数開講している(授業科目名:民事訴訟実務基礎、民事法総合演習、刑事訴訟実務基礎、刑事法総合演習、ローヤリング)。

③ 厳格な成績認定

厳格な成績の認定を行うため、再試験の実施を1年次前期配当科目に限定する一方、法律基本科目のうちの多数の授業科目で中間試験を実施することによって、学期途中で学生の理解度を確認して、学生の自覚的な学習を促している。

④ 口頭による最終試験の実施

公法、民事法、刑事法の3分野について口頭による最終試験を実施することによって、修了生が本研究科の求める学識・応用能力を備えていることを確認し、教育理念に沿った教育が実施されていることを担保している。

[課題]

選択科目の開講が十分でないこと

選択科目に関する学生の要望は多種多様である。しかし、本研究科は、規模が小さく、専任教員数が少ないこと、及び、近隣に法律分野の教員が少ないという地理的条件から、非常勤教員による集中講義の開講では十分に対応できないことから、学生の要望に対応するに十分な選択科目を開講することができていない。今後、専任教員数の増加などの改善措置が必要である。

第2章 教育内容

1. 教育課程の特色

本研究科の教育課程は、1年では法律基本科目（15科目）で理論的基礎を固めると同時に「法システム概論」を通じて当初から理論と実務の関係を意識させ、2年の法律基本科目（13科目）では、多様な設例を素材とした授業によって「問題解決型思考」を修得させるとともに、法曹倫理によって法曹としての責任感及び倫理観を身に付けさせ、3年の「実務基礎」や「総合演習」に進ませるように編成されている。

2. 授業科目の開設

(1) 法律基本科目

法律基本科目は、33科目のうち15科目が1年次配当、13科目が2年次配当の必修科目として、毎年開設される。ほぼ同じ教員が1－2年を継続的に指導するので、全体として基本的内容を網羅しつつ、教員ごとの方針の下で、まずは学部教育が扱うレベルの法知識を確認し、それを実践的な知恵に転換させ、事例問題の演習も取り込んで、段階的に法運用能力に高めていく手法を採っている。

(2) 実務基礎科目

法律実務基礎科目は必修4科目（法曹倫理1（2年次）、民事訴訟実務基礎、刑事訴訟実務基礎、ローヤリング[模擬裁判]）の他、選択必修2科目（リーガル・クリニック、エクスターンシップ）と選択2科目（法曹倫理2（2年次も可）、法文書作成）が毎年開設される。これらは実務経験を有する教員が実務導入教育にふさわしい内容で運営している。

(3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目は7科目が予定されている。1年次の「法システム概論」は法律を学ぶ土台を与え、2年次の基礎法系科目（法的思考法、レトリック理論）は、法学一般の基礎力を高める機能も担っているが、より本質的には、「情報処理」と「弁論術」の基礎を学ぶことを通して、また、「金融論」、「外国法（英米）」、「政治学」は、経済学・比較法・政治学の知見から法の基礎にある「人間や社会の在り方に関する思索を深める」ことを通して、3年次の「法理学」とともに、「法に対する理解の視野を拓げる」ことに寄与している。

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目は22科目が予定されている。

ビジネス法を重視し、民商事系科目（不動産登記法、債権回収法、民事執行保全法、知的財産法、消費者法など）に加え、金融関係の科目（金融システム法、金融取引法、企業金融法、先端金融法）が充実している。

平成19年度には、少ないスタッフで研究科の教育目的を達成するために、従来受講希望者のいなかった科目を廃止するとともに、司法試験の選択科目としても重視される倒産処理法を2科目（倒産処理法1および倒産処理法2）とした。

3. 授業の配当

(1) 法律基本科目

法律基本科目は66単位分であり、その内訳は、標準単位数に対応して、

公法系科目14単位…憲法1-3、公法1-3、公法演習

民事系科目38単位…民法1-5、会社法1-2、民事訴訟法1-2、民事法1-4、商事法1-2、民事手続法、民法演習、商事法演習、民事総合演習

刑事系科目14単位…刑法1-2、刑事訴訟法、刑事法1-2、刑事手続法、刑事総合演習

学年別では、1年次は「理論的基礎を固める」意味から、15科目30単位に抑えている。予習・復習を徹底させ、通常の講義以外に質問会や勉強会を設け、基礎学力の充実を図っている。

(2) 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目は「法曹倫理1」、「民事訴訟実務基礎」、「刑事訴訟実務基礎」の3科目6単位が必修で、選択科目として「法曹倫理2」を設けて「法曹としての責任感や倫理観を涵養する教育」を強化している。

「法情報調査」の基礎的な指導は、必修の「法システム概論」に組み込んでおり、「法文書作成」が選択科目として毎年開講されている。

「リーガル・クリニック」と「エクスターンシップ」を選択必修（1単位）として3年次夏期に集中で開設しており、全ての学生が少なくともどちらかを実体験する。研究科附属のリーガル・サービス・センター（LSC）では、ほぼ毎週、市民の無料法律相談を実施しており、依頼者の同意があれば、学生も同席し、担当弁護士とともに相談業務に関わることによって、授業外にも「リーガル・クリニック」の機会が与えられる。

2年次後期必修の刑事訴訟実務基礎、および、3年次後期必修の「ローヤリング」では、民事・刑事の「模擬裁判」も経験させている。

(3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目は、「法システム概論」2単位を全員に必修とした上で、2年次以上に6科目（外国法（英米）、法的思考法、金融論、レトリック論、政治学、社会学）が開講されている（政治学、社会学はいずれかを開講）。学生は、3年次向けに開講される法理学を含む7科目のうちから4単位分を選択必修として履修しなければならない。

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目については、必要単位数を超える実務基礎科目や基礎法学・隣接科目また必修化されていない法律基本科目と併せて、全体で24単位以上の修得を求めている。

高度の法律基本科目と位置づけられる民法演習、商事法演習、公法演習、また展開・先端科目のうち不動産登記法、債権回収法、企業金融法、民事執行保全法の7科目を司法試験にも役立つ応用科目（準必修）と位置づけて履修を推奨しているため、学生は残る選択科目の枠から、各人の関心および司法試験の選択科目に応じて科目を選択している。

4. 授業時間

(1) 授業時間設定の基本

本研究科では、大学設置基準第21条第2項第1号所定の15時間で1単位という「標準」を厳格に適用し、また、第23条に従い、15週にわたる授業期間を確保することにより、2時間授業を15

回行って2単位と計算する方針を採用している。

なお、刑事系実務科目（実務基礎・総合演習）は、事件記録・複合的事例問題を使った多方向的な討論を徹底して行う目的で、隔週2コマ連続使用を基本とする授業形態を採用している。

(2) 授業時間の特色

双方向型・多方向型の授業を行うために、午前は10:00-12:00の1コマ（1-2時限）、午後は13:00-15:00（3-4時限）と15:20-17:20（5-6時限）の2コマとして、1回当たりの授業の時間的制約を緩和している。

(3) 計画的な授業時間の確保

教務委員が学期当初に半期の予定表を作成し、いずれの科目も必ず15回の授業を確保する方針を明確に打ち出し、期末試験は授業15回を終えた後に別に期間を設けて実施している。やむを得ない理由で休講措置をとる場合には、事務室に報告のうえ、それに見合う時間数の補講を設けることにもなっている。また、平成18年度からは（再試制度を維持した1年次の前期を除いて）授業時間帯とは別に「中間試験期間」を設定することとした。

5. 自己評価

[優れた点]

① 法システム概論の必修化

入学段階で実務家教員も関与する「法システム概論」の履修を全ての学生に必修化している。これは、入学当初から理論と実務の関係を意識させ、法情報調査の導入教育としての機能も担っているという点で、本研究科における教育課程の特色といえる。

② 少人数教育

各教員が学生と密な人間関係を形成し、法律基本科目の多くで、2年間の継続教育を行っていることは、本研究科の長所ともいえる。

[課題]

選択科目をめぐる問題

司法試験の選択科目のうち、環境法、租税法については各科目2単位のみが開講となっている。また、経済法、国際関係法〔公法系〕については、平成19年度は講師を確保できない状況にある。当研究科の規模的な制約、また近隣の大学から非常勤講師を確保することが困難な地理的な制約を考えると、すべての司法試験選択科目について講義を確保・充実させるのか、重点科目を選択するのかを検討する必要があるだろう。

第3章 教育方法

1. 授業を行う学生数

(1) 少人数教育の継続

過去3年間における本研究科の授業は、最大で60人前後の受講者数で実施されている。入学定員60人のうち、若干の者が既修者認定で2年次に入る。必修科目には再履修者が加わるために、受講者数の増加をもたらすが、すべての学生が進級できるわけではないこと、休学者があることなどの事情によって、今後も受講者数が大きく変動することはないと考える。

(2) 双方向的又は多方向的教育の実施

現状では、ほぼ全ての授業が科目の特性に適した方法でなされている。「総合演習」科目では、とくに少人数教育を徹底すべきであるが、学生に論点メモやレポートを提出させたいうで討論をするなどの方法によって双方向性を確保している。

2. 授業の方法

(1) 授業科目の性質の応じた適切な授業方法

① 1・2年次の授業方法

法律基本科目の多くは、同一教員が2年間を通して一貫指導する体制にあるため、1年次配当科目の授業で「法曹として一般に必要なと考えられる水準及び範囲の法知識」を扱って「理論的基礎を固め」させ、2年次には、具体的事例・設例を用いた「問題解決型」の授業で、前提となる「法知識」を確認しながら、双方向的・多方向的に検討させる方法を採用している。

② 3年次の授業方法

3年次は、まず、「実務基礎」で「事実即して」検討・思考することを意識させる。次に「リーガル・クリニック」や「エクスターンシップ」で生の「事実」を実体験させる。そして、最後に、研究者と実務家が共同担当する「総合演習」でその能力を使って具体的・複合的な事例の解決を提案するように求め、学生相互に議論させつつ、理論的観点と実務的観点の両方から指導している。これによって、段階的・発展的に、「事実即して具体的な問題を解決していくために必要な」能力を確実に修得させることを目指している。

③ 「リーガル・クリニック」と「エクスターンシップ」の特色

「リーガル・クリニック」と「エクスターンシップ」は、ガイダンスで受講生全員に法令遵守と情報管理の必要性を十分に認識させ、誓約書の提出を求めたいうで、協力弁護士・受入機関責任者との密接な連携の下で指導監督を徹底するという方式を採用している。受講生には総括レポートを、受入機関責任者には成績評価書を提出してもらうなど、授業の成果を検証可能な形で確保することにより、授業全体の適切な管理運営が保証されている。

(2) 年間授業計画、授業内容・方法、成績評価等の周知

年度当初のガイダンスと、各学期末の（期末試験終了後・成績告知の個別面談前に設定している）説明会で、時間割と半期毎の「予定表」を配布して事前に告知している。また、変更・追加などがあれば、随時、オンライン検索システム（以下「TKC」という。）を通じて伝えている。

各科目の授業の内容、方法及び成績評価の基準の概要については、シラバスで示すとともに、それぞれの授業ごとにTKCや配布資料で詳細を告知している。

(3) 授業時間外における学習の充実

① 授業時間外の学習を充実させるための基本的措置

TKCまたは配付資料を利用して、レジュメ・予習課題・復習課題などを示すことによって、受講生は授業時間外における学習を深めていくことができる。また、1年生には質問会・勉強会や、2-3年生には答案練習会を設けており、学生はこれらに参加することによって、さらに学習を進めることが可能である。

② 授業時間帯の工夫

平成18年度からは、必修科目を分散させた時間割を採用している。必修科目だけを見れば、1年生は1日1科目（13時～15時）、2年生は1日2科目（10時～12時、15時20分～17時20分）が基本である。したがって、1年生は午前中を予習に、15時以降を復習に使うことができ、2年生は（後期は選択科目が入ることも多いが）13時～15時を午前科目の復習や午後科目の予習に使うことができる。

3. 履修科目登録単位数の上限

本研究科では、学生が1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を、1年次32単位、2年次36単位、3年次44単位と定めている。卒業年度については、卒業単位数の確保に向けて余裕のある履修登録を可能とするために、平成19年度に、学位授与機構の「評価基準」に定められている履修基準の枠内で履修上限を拡大した。

必修科目を所定の年次で修得できない場合には、原則として次学年への進級を認めないが、未修得単位が6単位以内の場合には仮進級を認めている（第4章参照）。平成19年度より、「認証評価基準」に従い、仮進級者は、前年度から持ち越した未修得単位のうち、4単位までは履修登録限度単位数に算入しないことができることとした。

4. 自己評価

[優れた点]

十分な教育効果をあげうる教育課程

「法システム概論」という導入科目から始めて、2年間一貫指導の法律基本科目を土台として、「総合演習」という総仕上げの科目に至る教育課程は、明確なビジョンに基づいており、理念通りに機能すれば、十分な教育効果をあげられるものである。

[課題]

「教育理念」の十分な周知

学生の授業評価を見ると、様々な反省点が浮かび上がってくるが、必ずしも「教育理念」を実現するという教員の意図がうまく伝わっていないことに起因する意見も散見される。このため引き続き教員によるFD（第5章1(1)参照）を通じて、様々な教育手法を学びあうほか、個々の学生の学習状態を確認し、授業科目の性質や個々の授業の段階に応じた、また、各学生の個性に配慮した、「きめ細かい」改善策を積み重ねるとともに、その意図が学生にも十分伝わるようにすることが必要である。

第4章 成績評価及び修了認定

1. 成績評価

(1) 成績評価基準の設定と周知

本研究科では、授業科目の成績は、試験の成績、授業への出席状況等を総合して認定すること（法務研究科細則8条1項）、成績ランクは、優、良、可、不可の4ランクとし、不可を不合格とすることを定めている（同条2項）。

成績評価の考慮要素については、できるだけ標準化するよう努めているが、その反面、一律の方法は馴染まないため、筆記試験（中間・期末）、レポート、授業での質疑応答等につき重視する要素をシラバスで明示するように求めつつ、そのウェイト付けについては、科目毎の特性に応じて、各教員の判断に委ねている。

(2) 適切な成績評価を確保するための措置

本研究科の成績評価は、絶対評価を原則としたうえで、相対評価の要素も考慮するという、いわば折衷方式を採っている。

絶対評価の基準については、法曹養成専門職大学院としての特性を踏まえ、法律基本科目を中心に、年次進行に応じて新司法試験の該当科目の合格に必要な学力の程度を勘案するように申し合わせており、その上で、各学期末試験終了後に開催する成績判定教授会において、全教員の成績評価データを提示して、その内容をチェックし、必要があれば協議の上で修正することを予定している。その過程で、全教員の議論を通して、絶対評価の基準に関する認識の幅を狭めていくことを目指している。

(3) 成績結果の学生への告知

成績評価の結果は、学期毎のチューター（研究者教員と実務家教員の2人がペアとなり、各学年につき数名のグループを担当し、学業のほか生活全般につき相談に応じる）による個人面談の場で、科目別成績、評価平均点（GPA）、科目別の成績分布に関するデータ等を各学生に通知し、今後の成績向上に向けての指導を行っている。

各科目を担当する教員は、チューター面談の際に採点済みの答案等を返却するとともに、学生の求めに応じて評価の具体的な内容を説明することとしている。

(4) 成績評価等に関する疑義照会・異議申立制度

本研究科では、成績評価および単位認定に関する疑義照会・異議申立制度を創設し、平成18年度後期授業分から実施している。

従来から、成績評価等に疑問のある学生には各科目担当教員に対する「問い合わせ」によって疑問を解消するよう勧奨してきたが、学生の納得を十分に得るとともに、成績評価等の厳正性と透明性をさらに高めるために創設したものである。

疑義照会制度は、上記「問い合わせ」によって疑問が解消しない場合や「問い合わせ」が困難な場合に、学生が各科目担当教員に書面で疑義事項を照会し、当該科目担当教員が書面で回答するものであり、同回答内容は教授会に報告される。

異議申立制度は、疑義照会によっても疑義が解消しない場合に、単位認定に関する異議に限って受け付けるものである。学生からの書面による異議申立てに対し、当該科目の担当教員を除く

複数の教員から成る検証チームが検証を行い、異議を正当と認める事実が確認されれば、教授会の議を経て単位認定の変更を行うこととしている。

なお、最終試験については、各科目とも複数の教員による成績判定が行われ、客観性が確保されていることから、本制度の対象とはしていない。

(5) 期末試験の実施方法についての配慮（再試験・追試験）

1年生の前期必修科目については、期末試験で合格点に達しなかった者に再試験の機会を与えている。これは、法律科目の勉学に不慣れな未修者に配慮し、初めての受験となる前期末試験に限り特例を設ける趣旨である。再試験においても厳正な成績評価を行い、素点をもとに教授会で評価の判定を行うが、判定は「可」を上限としている（つまり「不可」の救済にとどめている）。

また、全学年にわたり、1回の期末試験の結果で学期の評価を決めることのリスクを軽減するため、必修科目では中間試験を行うことを原則としている。なお、やむを得ない事情で期末試験を受験することができなかった者には、追試験の機会を与えている。

2. 進級制

本研究科では、必修科目の単位を所定の学年に修得できない学生に対しては、進級および次学年配当の授業科目の履修を認めないこととしている。ただし、未修得単位が6単位以内の場合は例外として次学年配当科目の履修を認める「仮進級制度」を設けている。原級留置となった学生には、単位を修得できなかった科目のみ再履修を認め、新規履修者と同じ基準で成績評価を行う。

3. 修了認定

所要単位を修得したうえで、最終試験（第1章2参照）に合格することを修了要件としている。

所要単位数は、3年コースにおいては99単位以上、2年コースにおいては69単位以上と定めており、各科目群における所要単位数も適切に配当している。

4. 自己評価

[優れた点]

- ① 厳正な成績評価と修了認定は、本研究科への信頼を確保するために極めて重要である。この認識のもと真剣な検討を重ねてきた結果、成績評価については、絶対評価と相対評価の折衷方式としたうえで各教員による成績評価結果を教授会の場で確認するほか、疑義照会・異議申立制度の活用によっても、その厳正さを担保している。修了認定については、ほぼ全ての教員が関与する口頭試問方式で最終試験を実施するので、教育の成果を複数教員の目で横断的に確認することになる。
- ② 成績評価結果は、チューターが個人面談の場で告知して、学生本人に学力の実情と問題点等を考えさせる等、きめ細かな学生指導に連動させている。また、学生と教員との対話集会を随時開催し、評価のあり方に関する学生との意見交換も行っている。

[課題]

- ① 期末試験等の評価で、答案の匿名性を確保すべきか否かについてFD（第5章1(1)参照）等で検討を行っているが、今のところ合意は得られていない。採点に対する信頼性を高めるには望ましい反面、平常点も加味した総合評価を行ううえで工夫の必要もあり、引き続き検討を進めることとしている。

- ② 留年を重ねる学生の中には、法科大学院での勉学に耐えられないと思われる者が見られることから、例えば、2回連続して留年するなどの要件を設けて、退学させる制度等を検討する必要性があろう。

第5章 教育内容等の改善措置

1. 教育内容の改善努力

(1) ファカルティ・ディベロップメント会合の定期的な実施

全教員参加のファカルティ・ディベロップメント（FD）を原則として毎月開催し、教育の内容・方法を改善するための検討を行っている。

テーマは、学生の要望への対応から、授業編成や試験実施方法など制度面の改善、成績の傾向分析を踏まえた指導方針の相互調整等に至るまできわめて多岐に亘る。各学期末には、学生による授業評価と教員相互の授業参観の結果を踏まえて、授業内容にも踏み込んだ検討を行い、今後の授業の改善につなげている。

(2) 授業評価アンケートの実施

発足直後の学期から学生に対する授業評価アンケートを継続実施している。

これは、各学期に開講される全科目を対象として、授業の構成・内容、授業の運営方法、授業の満足度等からなる項目別の評価のほか、自由な意見について、無記名での回答を求めるもので、毎回8割近い回収率を確保し、有益な情報を得ている。

(3) 教員相互の授業参観の実施

本研究科では、平成16年度後期の授業分から、全開講科目を対象に、専任教員による授業参観を実施している。すなわち、毎学期、全専任教員に対し、一人当たり2科目以上の参観（原則抜き打ち実施）を割り当てるとともに、参観実施後に感想メモ（見習うべき点と改善すべき点に関する意見）の提出を義務づけている。

(4) 授業評価アンケート及び授業参観メモの分析・検討等

上記の授業評価アンケートおよび授業参観メモは、評価委員が取り纏めて、各授業担当教員にフィードバックするほか、FDにおいて、全教員がデータを共有し、教育内容、教育方法等の項目別に整理・分析した資料をもとに検討を行っている。

評価の芳しくなかった授業については、授業の内容と方法の両面から問題点を摘出する一方、評価の高かった授業の担当教員から実践内容を披瀝してもらい、そのノウハウ等を共有するよう努めている。また、授業評価アンケートの集計結果については、全体の分析、及び各科目担当教員の見解を付した上で、TKCに掲示することにより学生にフィードバックしている。

2. 教員の能力向上

教員は、民事・刑事など分野ごとの教員会議における講義の企画・検討、あるいは、司法研修所等の研修プログラムに参加して教育能力の向上に努めている。また、研究者教員は、本研究科付属のリーガル・サービス・センター（LSC）における法律相談に陪席して現場思考を学んでいる。さらに、実務と研究の交流を目的とする大学・裁判所合同研究会を定期的に関いている。

3. 自己評価

[優れた点]

- ① 本研究科では、FDを真摯かつ誠実に実践している。会合の頻度もさることながら、教員全

員参加の方式も、小所帯ならでのことである。授業評価アンケート・教員の相互参観は順調に定着し、それを検討する会合は、授業改善に大きく貢献している。学生へのフィードバックで改善努力を示すことが、教員と学生の信頼関係の醸成にも役立っている。

- ② 実務家教員、研究者教員のそれぞれに、能力の不足部分を補う取り組みが様々な形で展開されてきた。それらを活用できる環境を整備して、各教員の参加率を高めていけば、教員の経験知と能力を向上させることができ、授業内容の改善に繋がるであろう。

[課題]

限られた教員数で運営しているため、一人の教員が3－4科目の授業を並行的に負担していることもあり、授業内容を改善したくても、十分な時間がとれず、様々な要望に即座に対応できないことがある。

第6章 入学者選抜等

1. 入学者受入

(1) 入試に関する業務態勢

本研究科では、2名の教員を入試委員に任命し、通常の入試業務を行っているが、決定を要する事項については、研究科長室会議において検討のうえ原案を作成し、教授会によって慎重に審議するなど、責任ある体制を採っている。

(2) アドミッション・ポリシー（求める学生像）の設定・公表

本研究科の教育理念および教育目的（第1章参照）を達成するため、「柔軟な思考力を持ち、人間と社会への深い関心と理解力を備えた学生を多方面から求める」ことをアドミッション・ポリシーとしている。

このアドミッション・ポリシーは、「実践的理論と判断力を備えたプロフェッションとしての法律実務家」にふさわしい意欲と能力のある者であれば、何人でも受け入れる用意があることを示しており、「公平性」・「開放性」の確保を前提としているほか、「人間と社会への深い関心と理解力」を要求することによって、社会経験を有する者を積極的に受け入れることをも目指しているもので、「多様性」の確保にも十分に配慮している。

また、このアドミッション・ポリシーは、本研究科ホームページへの掲載、入試説明会における説明、本研究科パンフレットへの掲載等を通じて、一般に公表しているほか、毎年の学生募集要項の表紙裏面に印刷するなどして、周知をはかっている。

2. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜の実施

本研究科においては、上記のアドミッション・ポリシーに基づき、一般選抜において筆記試験及び面接試験を実施しているほか、AO入試において面接試験を実施している。また、既修者コースへの入学を希望する者に対する法律科目試験を実施している。

① 一般選抜

一般選抜の筆記試験は、社会的な問題点を論じた論説文を読解させ、その要点を適切に要約する作業のほか、関連する複数の論説文の中からそれぞれの意見を読みとった上で、これらに対する各人の考え方を記述させ、あるいはその問題に対する各人の意見を述べさせるというもので、理解力、判断力はもとより、柔軟な思考力と人間と社会への深い関心と理解を確かめる内容となっている。

面接試験は、社会事象の中からトピックを取り出して質疑を行い、論理的な議論を展開できるかどうかを確かめるもので、柔軟な思考力、判断力、人間と社会への深い理解力を要求するものとなっており、いずれも、アドミッション・ポリシーに基づく選抜方法となっている。

② AO入試

AO入試の面接試験においては、医師、司法書士など、社会的に特に優れた実績を有する多様な人材を確保するため、社会的に議論となっているトピックをテーマとして取り上げ、これに対する受験者の意見を求め、論理的に深く議論を展開できるかどうかを確かめることとしており、人間と社会に対する深い理解力を有する人材を広く一般から集めるのに相応しい選抜方法となっている。

③ 既修者認定の法律科目試験

法律科目試験においては、一般の法学部卒業程度の学力の有無を検査するため、択一式試験と論文式試験とを実施しているが、これは、希望者全員に受験させた上で、一般選抜又はAO入試に合格した者の中から法律科目試験で一定の成績を取めた者を選抜する方式を採用している。

なお、平成19年12月の試験から、論文式試験の試験時間を延長し、問題を工夫するなどの措置を講じたことに伴い、択一式試験を廃止することとした。

3. 公正な機会の確保

本研究科における入学者選抜においては、入学資格を有する全ての志願者が公平に取り扱われており、自校出身者に対する特別な優遇措置等は全く講じていない。

入学者における自校出身者の割合は、概ね2割弱程度であって、合格判定の際にも、出身校との関係について特別な配慮を一切行っておらず、入学志願者の合否は、公平で公開された入学選抜試験の成績のみによって判定されている。

また、本研究科においては、入学者に対する寄付金の要求等は一切していない。

4. 的確かつ客観的な評価

本研究科における入学者選抜は、一般選抜及びAO入試によって実施されている。

一般選抜においては、筆記試験及び面接試験を実施し、大学入試センターが実施する法科大学院適性試験の成績のほか、外国語能力、医師や司法書士等の社会的に優れた活動実績などを考慮した点数を加算点として、これらの合計点によって合否を判定している。

平成18年12月実施の一般選抜においては、法科大学院適性試験100点、小論文形式の筆記試験150点、面接試験50点の合計300点満点とし、さらに20点を限度に加算点を加え、その合計点数によって合否を判定している。

なお、学部等の成績は、それ自体としては点数化していないが、必要書類として提出を受け、面接試験において質問するなどしており、学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等についても、優れたものであれば加算点において考慮するなどしている。

AO入試においては、上記適性試験の成績のほか、志望理由書及び活動実績説明書等の提出を求め、これらに基づき、3名の面接委員が約1時間程度の面接試験を実施している。

平成18年9月実施のAO入試においては、適性試験100点、面接試験200点の合計300点満点として合否を判定している。そのうち、面接試験を特に重視しており、法科大学院における履修の前提として必要な判断力、分析力、思考力、表現力等を的確かつ客観的に評価するため、面接者の主観を極力排除し、文章を読解する能力、議論を発展させる能力など客観的能力について十分に審査し慎重に判断している。

5. 多様な入学者の確保

入学者選抜試験においては、顕著な活動に対して加算点を加えた評価制度や非法学部出身者・社会人を優先的に合格者とするための制度を構築し、多様な人材を受け入れるための措置を講じるなどの工夫をしている。

(1) 一般選抜における加算点制度

本研究科においては、一般選抜を行うに際し、大学在籍者等に対しては学業成績以外の活動実

績や外国語能力等についても、その内容が相当なものであれば20点を限度として加算点を与えることとしている。例えば、英語についてTOEIC、TOEFL、国連英検等の成績、フランス語、ドイツ語等の検定試験の成績などについて加算しているほか、スポーツの全国大会における顕著な実績など、学業以外の顕著な活動実績についても考慮している。これによって、学業成績以外の多様な経験等を適切に評価している。

社会人等についても、公認会計士、不動産鑑定士、司法書士、医師、薬剤師等の資格、博士号などを考慮しているほか、学会発表その他の顕著な活動実績などについても、上限20点の範囲で加算点の対象としている。これによって、社会人としての特別な経験や顕著な活動実績等を評価している。

(2) 一定範囲における非法学部出身者・社会人優先枠制度

入学者選抜に当たっては、多様な学生を確保するため、非法学部出身者・社会人（3年以上の社会的経験を有する者）について、合否判定の際に、合計点の上位120人（募集人員の2倍）の範囲で、募集人員の約20%（12人程度）まで、非法学部出身者・社会人を優先的に合格者とするとしており、その旨を学生募集要項において明示している。

なお、過去3年間の入学者選抜の結果によると、これらの者の入学者に対する割合は、平成17年度は約57%、平成18年度は約40%、平成19年度は約47%であり、これまでは上記合格者決定方法を用いるまでもない状況であった。

6. 収容定員と在籍者数

本研究科の入学定員は60人であるところ、入学者受入において入学定員との乖離が生じないように入学辞退者数を見込んだ上で合格者を決定している。その結果、合格者は、平成17年度77人、平成18年度86人、平成19年度90人であったが、入学者は、平成17年度56人、平成18年度58人、平成19年度62人と、ほぼ入学定員に近い人数となっている。

また、平成19年3月末日現在の原級留置者数は、1年生14人、2年生8人、3年生11人であり、休学者は、1年生5人、2年生1人、3年生1人となっており、その結果、平成19年4月1日現在の在籍者数は、1年生71人（うち休学者5人）、2年生59人（うち休学者1人）、3年生57人（うち休学者8人）となっている。

7. 自己評価

[優れた点]

① 一般選抜における筆記試験の重視

法科大学院において教育を受けるために必要な能力及び適性を的確に判定するためには、読解力・理解力・表現力を総合的に判定できる筆記試験が試験方法として適切であると判断して、一般選抜では従来からこれを重視してきたが、平成17年からは、一層効果的な選抜を行うためには筆記試験の比重をさらに高めることが適当であると判断して、一般選抜における筆記試験の配点を100点から150点に増やすなどの工夫を行っており、一定の成果をあげている。

② 試験の組合せと試験日程の工夫

一般選抜における受験者の負担を軽減するため、試験内容の組合せを工夫し、試験時間自体を変更することなく、未修者試験を2日から1日に、既修者試験を3日から2日に短縮して実施できるように改善した。その結果、適性試験の全国の受験者が、平成18年度は平成17年度に比して約18%減少している中で、本研究科への志願者数は、平成17年度188人であったのに対し、平

成18年度には290人に増加している。

③ AO入試における面接試験の重視

AO入試においては、面接試験を重視し、単に人物評価にとどまらず、法科大学院において教育を受けるのに必要な思考力、判断力、分析力等を的確に判断するため、約1時間をかけて課題に関する議論を行っており、入学者の入学後の学業成績等に照らしても、一定の成果をあげているものと考えている。

[課題]

① 入学者選抜の結果と入学後の学業成績との適正な相関関係の確立

これまでの入学者選抜の結果と入学者の入学後の学業成績とは、概ね適正な相関関係を保っているが、若干の入学者について入学後の学業成績が不良となっていることもまた事実である（休学者を除く留年者は、平成16年3人、同17年度8人、同18年度8人）。

これらの者が成績不良である主な原因は、必須科目の試験、特に論述試験の成績不良であることから、平成17年度入試においては、一般選抜における筆記試験の配点を一定程度増加したが、なお改善の余地があり得られると思われるので、今後さらに慎重に検証したいと考えている。

② AO入試の見直し

AO入試においては、受験者が減少する傾向にある上、AO入試における合格者は一般選抜においても十分に合格が見込まれること、一般選抜において入学者に占める非法学部出身者・社会人の割合が相当程度見込まれることなどに鑑み、その縮小をも視野に入れて検討したいと考えている。

第7章 学生の支援体制

1. 学習支援

(1) 初学者質問会・オフィスアワー

1年次必修科目の担当教員は、前期の授業時間外に初学者を対象に、基本的な考え方や勉強方法の質問に応じる機会を設けている。また、全学生・全科目について、各教員が質問等に対応できる時間として、最低週1時間のオフィスアワーを設定している。

(2) サポート弁護士制度の創設

広島弁護士会の協力を得て、平成19年度から同会所属の若手弁護士8名のうちから毎週（月曜日16時～18時）1名に交替で大学に出校してもらい、学習や進路等の面での助言・補完指導、課外で抱えている疑問を解消するためのアドバイス等をお願いしている。

(3) 論文指導

各学期の授業時間外に論文指導の機会を設けている。基本問題の反復訓練が重要だという認識のもとに、法律基本科目の担当教員（新旧司法試験考査委員を除く）が出題・講評を担当することにして、平成19年度前期は7回実施した。

2. 生活支援等

(1) 経済的支援

以下のような各種の奨学金・カードローンのほか、授業料免除の制度が用意されている。

① 独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）

平成18年度以降の受給実績…平成18年度：第一種21人、第二種21人

平成19年度：第一種35人、第二種17人

② NPO法人ロースクール奨学金広島

広島県内所在の法科大学院在学学生を支給対象とし、各学年1人ずつ、年額60万円が貸与される。なお、弁護士過疎地域で開業した場合等は、奨学金の返還が免除される。本研究科は、設立に協力するとともに、法務研究科長が理事の1人として就任している。

平成18年度以降の受給実績…平成18年度：3人（各学年1人）

平成19年度：3人（各学年1人）

③ 法科大学院教育カードローン

広島市信用組合と提携し、無担保低金利で限度額300万円まで融資が受けられる。

平成18年度以降の利用実績…平成18年度：5人

平成19年度：1人（H19.11.1現在）

④ 授業料免除

i 広島大学授業料等免除及び猶予規則によるもの

ii 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップによるもの

前年度の成績（1年生は入試の成績）をもとに各学年1人につき後期授業料を免除。

(2) 生活支援

① 健康面

東千田保健管理室において、内科医による健康診断を週1回、精神科医等によるメンタルヘルス相談を週3回実施している（予約制）。また、応急処置のため、看護師1人を配置している。更に、平成18年度からは「メンタルヘルス講習会」を年1回開催している。

② ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントに関しては、ハラスメント対策委員が1人任命されており、本学のハラスメント相談室（東広島キャンパス、霞キャンパスに設置）と連携して問題に対処している。相談希望者がメール、電話及び手紙等により直接相談を申し込むことも可能であり、その利用方法の詳細は、本学ホームページに掲載されている。

3. 障害のある学生に対する支援

(1) 受験時の対応

受験時及び修学上特別な措置が必要な場合の事前打ち合わせについて、学生募集要項に必要事項を明記している。

(2) 障害学生のための施設・設備

設備としては、各建物棟の入口のスロープ、エレベーター、身障者用トイレが整備されており、校舎自体がバリアフリー構造になっている。屋外の駐車場には、5台の専用駐車スペースを確保整備しているほか、各講義室には障害者専用机を配置している。

(3) 修学時の対応

平成16年度に障害者支援対策として、「広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則」等の制定により全学としての指針が示され、組織的な支援体制が整備されている。なお、現在までのところ特別な対応を必要とする障害学生は在学していない。

4. 職業支援（キャリア支援）

以下のような様々な機会を活用して職業支援を行っている。

① 実務科目における情報提供

「法システム概論」や「法曹倫理1・2」など、本研究科の実務家教員が担当する授業において、職業イメージ（弁護士・検察官）につながる情報を提供している。

② 裁判官による講演会の実施

裁判官の仕事の内容については、現職裁判官による講演会を実施している。

③ 実務家によるチューター制度

2人のチューターの一方は実務家教員なので、個別面談で職業選択の相談にも応じている。

④ 法曹以外の進路

学生の便宜のために、国家公務員試験等に関する資料を整備し、情報提供を行っている。

5. 自己評価

[優れた点]

① 学生の学習や生活面での諸問題に対応する体制として、研究者教員1人と実務家教員1人の計2人がチューターとなり、相互に補いあいながら、学生からの相談に応じている。

- ② 教員全員に学生全員の顔写真表を配布するとともに、教授会やFDで各学生の情報交換に努めており、全教員が学生1人1人を把握して個別に対応できる体制となっている。

[課題]

- ① 本研究科は教員定員19人（採用予定2人を含む）という小さな所帯なので、教員と学生が相互に「顔のわかる」緊密な関係を構築できる反面、相互の人間関係が崩れると逃げ道がないともいえる。今後きめ細かい支援体制を構築していくには、教員の増員をはかる必要がある。
- ② サポート弁護士制度の運営については、現在、協力いただいている若手弁護士には半ばボランティア的に実施してもらっている面が強い。将来的に本制度の継続及び更なる支援の拡充を図るためには、本研究科出身弁護士による自発的な協力体制を確立し、そのもとに運営することが望ましいと思われる。

第8章 教員組織

1. 専任教員の配置と構成

(1) 専任教員の配置状況

平成19年10月現在、学年の学生定員60人、全体の収容定員180人に対し、(表8-1)のとおり研究者教員10人、実務家教員7人、計17人の専任教員を配置している。

なお、平成20年4月には平成18年度末に退職により欠員となっている民事法講座及び公法講座に2人の教員の補充採用が決定しており、開設当初と同じ19名体制となる予定である。

(表8-1) 講座別教員配置表

	研究者教員		実務家教員	
民事法	6人	岡本、野田、神野、片木、田邊、緒方、(就任予定者)	5人	小濱、大迫、佐藤、木下、小梁
刑事法	1人	小田	2人	大久保、石口
公法	2人	門田、佐伯、(就任予定者)		
基礎法学	1人	平野		
計	10人+ (就任予定者2人)		7人	

(2) 専任教員17人の年齢構成 (平成19年10月1日現在)

本研究科の教員の年齢構成については、(表8-2)のとおりでありバランスがとれているものと認識している。

(表8-2)

※ () は平成20年度における体制を表示

年齢層	人数	教員名
30～39歳	3人 (4人)	緒方、神野、野田、(就任予定者)
40～44歳	(1人)	(就任予定者)
45～49歳	5人	小田、岡本、佐伯、門田、小濱
50～54歳	4人	大迫、田邊、片木、大久保
55～59歳	5人	木下、小梁、佐藤、平野、石口

(3) 教員の業績等の公開

各教員の業績・経歴・経験情報等については、研究科パンフレット、機関誌『広島法科大学院論集』及び広島大学研究者総覧 (Web版) により開示を行っている。

(4) 法律基本科目への専任教員の配置状況

法律基本科目には、(表8-3)のとおり、計9人の専任教員を配置している。

(表8-3)

※ () は平成20年度における体制を表示

科目区分	区分	教員名
法律基本科目	憲法	門田、(就任予定者)
	行政法	佐伯
	民法	岡本、野田、神野
	商法	片木、(就任予定者)
	民事訴訟法	田邊
	刑法	小田
	刑事訴訟法	大久保

(5) 基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目における専任の教員の科目別配置状況

基礎法学・隣接科目1人、展開・先端科目3人の計4人(下表8-4*が該当)を配置して多くの授業科目を提供しているが、一部は法律基本科目を担当する教員も担当している。

(表8-4)

科目区分	教員名	授業科目名
基礎法学・隣接科目	*平野	法的思考法、レトリック理論、法理学、法システム概論
	田邊	外国法(英米)
	*木下	金融論
展開・先端科目	*木下	金融取引法、金融システム法、先端金融法
	*小梁	国際取引法、国際民事訴訟法、倒産処理法1
	*緒方	労働契約法、労使関係法、雇用関係法、社会保障法
	(就任予定者)	企業決済法
	片木	企業金融法

(6) 実務経験と高度な実務能力を有する教員の配置状況

本研究科の実務家教員数は7人(みなし専任教員3人を含む。)であり、必要とされる実務家教員数(専任教員の2割程度)を大きく上回っている。実務家教員は、いずれも専門分野における5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であり、その実務経験と関連する授業科目を担当している。専任実務家教員の実務経験および担当授業科目の内訳は、(表8-5)のとおりである。

(表8-5)

区分	人数	担当授業科目
検察官出身	1人	刑事訴訟法、刑事手続法、刑事訴訟実務基礎、刑事法総合演習
弁護士出身	4人	法文書作成、ローヤリング、民事法総合演習、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、法システム概論、法曹倫理1、法曹倫理2、民事訴訟実務基礎、刑事訴訟実務基礎、刑事法総合演習
銀行出身	2人	金融論、金融システム法、金融取引法、先端金融法、国際取引法、国際民事訴訟法

(7) 専任教員の担当科目の比率

「認証評価基準」において、各法科大学院における教育上主要と認められる科目については、原則として、専任教員の配置が求められており、本研究科では、必修科目として34科目（68単位）を開講し、その全授業科目を専任教員が担当している。

(8) 教員の採用等における適切な評価

教員の採用等において、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するため、平成16年度の設置当初に、広島大学教員選考基準規則第7条に基づき、「広島大学大学院法務研究科教員選考基準内規」、及び「広島大学大学院法務研究科教員選考細則」を制定し、体制の整備を行っている。

2. 教員の教育研究環境

(1) 授業負担状況

本研究科の専任教員の授業負担は、大半が年間20単位以下であるが、一部の教員は20単位を超えている（ただし、「認証評価基準」の求める30単位以下には収まっている）。

授業負担が多い理由としては、次のようなものが考えられる。

- ① 法科大学院の授業科目のうち、複数教員が共同で行うものがある。これらはオムニバスではなく、複数教員が毎回出席することになっているので、単位数計算において担当時間を担当時間割合で算出できないため、みかけより時間数が多くなっていること。
- ② 本研究科の母体となった法学部自体が小規模であり、また昼間コースと夜間主コースの授業を別地（東広島市と広島市）で行わねばならないほか、他に適当な非常勤講師を確保することが困難である等の事情があること。
- ③ ②と同様の理由で、法務研究科設置以前の研究科である社会科学研究科法律学専攻（現、法政システム専攻）の博士課程後期の学生に対しては、研究指導を継続しなければならないこと。

(2) 研究専念期間

本研究科では、授業に支障のない限り、研究専念時間や研修の申し出には可能な限り配慮するようにしているが、ある程度まとまった研究専念期間を確保するということになる、大きな問題がある。

通常教育・管理運営業務を免除して、研究に専念できる期間としてのいわゆるサバティカル・イヤーの実施については、本研究科のように専任教員数が少なく、専任教員の中に同じ法分野を専門とする教員を複数配置する余裕がない小規模の法科大学院では採用が困難である。すなわち、とりわけ法律基本科目はすべて専任教員が担当し、しかも、その担当教員間での連携により全教育体系が構築されているため、1人の教員がその年度の授業提供をしないということだけで、たちまちカリキュラム全体に影響が出てしまい、さりとて非常勤講師による講義で簡単に代替できるものではないからである。法律基本科目以外についても、適格な非常勤講師を見つけることは困難である。加えて、きわめて厳格な積み上げ方式でカリキュラムが組まれているため、履修年次や履修期を臨時的に安易に移動させることも不可能である。

とはいえ、上記のように教員に研究専念期間を確保する必要がある、サバティカル・イヤーの導入は無理としても、それに準ずるような研究専念期間を捻出するにはどうすればよいか、そのための可能な方策は何かについて、引き続き検討している。

なお、本研究科の教員は、教育に専心する傍らで、理論と実務を架橋するという観点から、研

究活動にも取り組んでおり、その成果は本研究科の紀要（『広島法科大学院論集』）等に発表されている。紀要については、すでに3号までが刊行されており、総計18件の論説・翻訳などが掲載されている。

(3) 教員の教育及び研究上の職務を補助するための措置

本研究科では、平成17年度から附属リーガル・サービス・センター（LSC）を立ち上げ、「法律相談事例を活用した実務基礎教育の充実」をテーマとして、法科大学院等専門職大学院形成支援経費を獲得した。LSCの専任スタッフとして法学修士号を有する非常勤職員1人（教務補佐員）を配置し、法律相談の受付事務とともに、相談事例の整理・データ蓄積の作業を行っている。

3. 自己評価

[優れた点]

- ① ビジネス法に強い法曹を養成するとの目的のために法曹以外の実務家教員を適切に配置していること。
- ② 法曹養成に必要な教育また実務経験及び学識・能力を備える35歳以上の教員を年齢に偏りなく配置しており、学生の求める教育的な需要に応える体制となっている。

[課題]

比較的規模の小さな法科大学院であるため、教員（補助教員を含む）の人数に十分な余裕がない。この点において、今後は、全学の理解を得る努力をしつつ、教員定員の増加をはかり、サバティカル・イヤーの採用を含めて、教育・研究に余裕を持って臨めるように努めなければならない。

第9章 管理運営等

1. 運営組織体制

(1) 教授会

法務研究科の管理運営等に関しては、必要な事項を法務研究科運営内規に定め、研究科長、副研究科長、研究科長補佐、及び法務研究科専任教授（みなし専任を含む。）により教授会を組織し、次の事項を審議することとしている。なお、教授会の運営に関する必要な事項は法務研究科教授会内規において定めている。（平成16年度19回、平成17年度19回、平成18年度23回開催）

- ・教育研究等の組織に関する事項
- ・諸規程の制定及び改廃に関する事項
- ・教員の人事に関する事項
- ・予算及び決算に関する事項
- ・教育課程、入学試験及び学位等に関する事項
- ・学生の身分等に関する事項

(2) 研究科長室

研究科の管理運営を迅速かつ効率的に行うため、研究科長の下に研究科長室を設置し、法務研究科の将来計画等を含む重要事項について企画・立案を行うとともに、教授会を直接的に支援している。

（平成16年度10回、平成17年度12回、平成18年度27回開催）

(3) 研究科長

広島大学部局運営規則第3条により、当該部局における業務を掌理するため、部局長を置くこととし、法務研究科には研究科長が任命されている。

(4) 研究科内委員会

本研究科の運営をより円滑に行うため、教授会の下に次の委員会等を設置している。

- ① 評価委員会：自己点検・評価に関する事項の検討。
（平成16年度6回、平成17年度7回、平成18年度7回開催）
- ② 入試委員会：入試に関する事項の検討。
（平成16年度8回、平成17年度13回、平成18年度12回開催）
- ③ 教務委員会：教務に関する事項の検討。
（平成16年度13回、平成17年度22回、平成18年度20回開催）
- ④ 人事評価委員会（本学の教員の個人評価の動向を勘案し設置）
- ⑤ 図書委員：図書に関する事項の検討。
- ⑥ 外部評価委員会（平成19年度設置）

2. 事務体制

本研究科の管理運営のための事務体制は、次のとおりである。

支援室長…東千田キャンパスの事務組織の責任者

部局長・教育研究活動支援グループ…法務研究科長の支援および教員の教育研究活動の支援を

行うスタッフ
 学生支援グループ…東千田キャンパスの学生を支援するスタッフ

3. 財政的基盤の確保

(1) 予算

本研究科へ配分される予算は、基盤教育費、基盤研究費、及び管理的経費等の各項目にそれぞれの積算基準に基づき算出された額が措置される。

このほか、法科大学院における教育活動を適切に実施するため、学長裁量経費により、平成16年度は、学生自習室の整備拡充、図書充実費、17年度は、可動式模擬法廷設備の整備、自習室の増設及びそれに係る什器類の整備、ホームページの充実、18年度は自習室の増設等、19年度は福利施設の拡張等を行っている。

(2) 外部資金

平成16年度から18年度までの3年間、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに基づく大学改革推進等補助金により、法律相談事例を基にした授業用教材の開発等、本研究科における教育活動等の充実を図った。

4. 自己点検および評価

本研究科では、広島大学が大学法人として行うこととされている自己点検・評価に加え、法科大学院の認証評価機関が行う評価において求められる自己点検・評価を行っており、その結果を公表する予定である。

5. 情報の公表

法務研究科のホームページにおいて様々な情報提供を行っている。平成19年度は本研究科設置4年目であり、学年進行の完成及び第一期生の修了生を輩出する等、一応の節目を越えた。また、20年度には学位授与機構の法科大学院認証評価（本評価）を受けること等をも勘案し、外部に公表できる材料が整えられることから、今年度末に自己評価書を作成し公表する予定である。

なお、法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書については、平成18年度初に「広島大学大学院法務研究科年次報告書」を作成し、本研究科ホームページに掲載している。

6. 自己評価

[優れた点]

- ① 教育研究を含め法科大学院全体に関して独自の管理運営体制を整備し実施している。
- ② 職員が学生及び教員の要求等に対して適切迅速な対応を行っている。

[課題]

- ① 本研究科設置後初めて外部評価委員の評価を受けて自己点検・評価報告書を公表する運びとなったが、今後も定期的に自己点検・評価に努める必要がある。
- ② 情報の公開についても、適正かつ透明な情報公開を目指して、今後は、自己点検・評価等を踏まえて毎年定期的に印刷物を整備・刊行して一般に公表するとともに、ホームページにおいて開示できるような体制を実現しなければならない。
- ③ 外部資金である法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに基づく大学改革推進等補助

金を財源としてリーガル・サービス・センターを運営してきたが、18年度末に経費が打切りとなった。しかし、本施設の活動は、引き続き本研究科の教育研究の基盤として存続させており、本施設の運営資金の安定的な確保について検討する必要がある。

第10章 施設、設備及び図書館等

1. 施設の整備

法科大学院の運営のための講義室等は次のとおりである。

① 講義室

講義室として13室を保有し、本研究科以外の東千田キャンパスに設置されている他の学部、研究科と併用している。ただし、使用する時間帯が異なるため教室確保の問題は生じていない。

② 演習室

保有する7室を上記と同様に使用している。

③ 模擬法廷設備

裁判員制度にも対応した可動式の法廷設備を導入し、模擬法廷開廷時には傍聴席56席を確保した法廷教室へと設営し、通常は普通講義室として使用する等の工夫をしている。

④ 法律相談室

外部資金「大学改革推進費等・形成支援経費」を運営資金とし、本研究科の専任教員又は現職の弁護士が一般市民の身近な法律相談に応じるため、専用プレハブ棟を1室設けている。

⑤ 教員室

教員研究室を19室設け、各専任教員につき1室を確保している。また、非常勤教員については、非常勤講師控室を1室設けている。

⑥ 事務室

事務部門は、一つの大部屋に部局長・教育研究活動支援グループ及び学生支援グループを配置している。

⑦ 自習室

自習室を4室設けている。集中して勉学に励むことができるキャレルデスクで統一した部屋、自由に討論等ができる開放的な机の配置とした部屋等、学生のニーズに応えられるよう配慮している。室内には、個人ごとの自習机（各室の合計210台、その内16台には共用のPCを設置）のほかに、個人用ロッカー、書架などを設置している。なお、各自習机には、コンセントを配置するとともに、無線LANを配置し、個人のPCからも情報ネットワークに接続可能である。とりわけ、図書館の開館時間に関係なく、蔵書検索、資料の取寄せ申込み、学内限定データベースの利用ができるなど、図書館の図書資料を有効に活用して学習できる環境を確保している。また、学生の利便性に考慮して利用時間を午前7時から午後11時30分までとし運用している。

⑧ 図書館

図書館は、本学附属図書館の東千田分室として東千田キャンパスに設置されている。利用時間は午前8時30分から午後10時までとしている。

2. 設備及び機器の整備

本研究科における教育研究用設備機器等の現状は、以下のとおりである。

① 講義室等については、既存の物品が従来から備えられており、これらを有効活用しているほか、ほとんどの講義室と演習室に情報コンセントを設置し、情報化に対応している。

② 情報機器等の整備については、学生自習室を学年進行に合わせ充実させるとともに、TKCの利用コンテンツも随時見直しを行い、現在13種類の判例等の検索が可能となっている。

③ リーガル・サービス・センターには、「法律相談事例収録システム」を設置している。これ

により、一般市民を対象とした法律相談時の様子を録画記録し、それを基にビデオ教材化する等の教育用教材の開発に活用している。また、名古屋大学との共同研究により導入した「シーンキャビネット」では、共同研究校で蓄積した相談事例及び模擬裁判の様子を閲覧することが可能となっている。今後は、本センターを本研究科の研究の基盤拠点として位置づけ、相談案件の解決策の教示のみならず、地域別、内容別等多方面からの調査・分析を実施する等、更に法的研究を発展させるべく構想を検討中である。また、同センター内には、法律関係図書等を備え閲覧可能な環境としている。

- ④ 事務用機器については、各種の機器を設置しているが、特に複写機については、授業及びその予習・復習等で膨大な資料等を必要とする学生のニーズに応え、年間一定数量の限度内で無償利用が可能なコピー・カードを貸与している。

3. 図書館の整備

上記の通り、東千田分室は、東千田キャンパスにある法学部及び経済学部夜間主コース、社会科学部研究科（マネジメント専攻等）及び法務研究科をサービス対象とする図書館であり、本研究科専用ではないが、教育研究に概ね支障なく利用されている。

東千田分室は、現在約23,000冊弱の書籍を所蔵しているが、目下、本研究科での使用図書を中心に拡充を図っている。また、情報検索端末（資料検索用を含む）を1台、所蔵資料検索端末を4台設置して利用に供している（うち1台は視覚障害者に配慮して拡大機能を備えている）。

図書館職員については、原則として司書資格を有しているが、職員定数が限られた中で法律に精通した職員のみを配することは困難な状況にあることから、日常のOJTによりスキルアップを図っている。

なお、入学時には図書館利用オリエンテーションを開催して、講義・研究に必要な資料入手方法を教授している。

4. 自己評価

[優れた点]

- ① 既存の施設を有効活用し、改修整備等の工夫を凝らしながら、教育研究活動を展開している。
- ② 図書館では、従来、夜間主コース学生に配慮した夜型開館であったが、平成16年度の本研究科開設に伴い、平日は8：30～22：00（休業期8：30～21：00）と開館時間を拡大して東千田キャンパス構成員の教育・研究・学習の利便性の向上を図っている。
- ③ 本研究科の設立母体である法学部及び法人本部の支援を受けて、設立初年度に大幅な資料整備を行うとともに、教育・研究・学習に必要な雑誌の見直しを行い、図書館経費による本研究科に必要な雑誌の整備を行った。

[課題]

- ① 既存の施設を有効活用して教育研究活動を展開している本研究科にとっては、専用の法廷教室の設置が必要である。また、修了生を新司法試験合格へと導くためには、専門職大学院としての責任ある措置として、修了後のアフターケアをも視野に入れた方策を検討する必要がある。そのためには、少なくとも学生定員の4倍である240人が収容可能となる自習室の設置が必要と考えている。
- ② 本キャンパス内には4つの建物があり、その内の共用施設B棟及びC棟は、昭和40年代に設

置されたものである。C棟にはエレベーターもなく、施設面での身障者への対応は必ずしも万全ではないことから、アメニティスペースの充実等を含めた施設の改修等を検討する必要があると考えている。

- ③ 図書館については、法律改正を踏まえた改訂版の速やかな補充を含む図書・資料の一層の整備、情報検索環境の整備、及び情報リテラシーに係るデータベース検索方法等を含むオンラインチュートリアル並びに検索講習会の企画・実施等、利用者ニーズを踏まえた取組みの充実を図らなければならない。また、図書館内の視聴覚機器の整備、グループ学習及びアメニティスペースの確保等も求められる。
- ④ 教員研究室については、法務研究科設立時に建物の新設等による十分な対応ができなかったことから、必要な面積を充たさない部屋があるほか、自習室の増設に伴って、従来は宿泊施設として利用されていた部屋を研究室に転用している状況である。とくに、宿泊施設を転用した研究室は、面積が十分でないのみならず、講義室及び図書館から離れた場所にあることから、できるだけ早期に改善する必要がある。